

第 7 期 和寒町障がい福祉計画
第 3 期 和寒町障がい児福祉計画
(令和 6 年度～令和 8 年度)



和寒町

目 次

第 1 章 計画策定に係る基本的事項

1.計画策定の要旨	1
2 計画期間	1
3.計画の基本方針	2
4.障がいのある人の現状	4
5 障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス体系	5

第 2 章 令和 8 年度の成果目標

1.施設入所者の地域生活への移行	6
2.精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3.地域生活支援拠点等の整備	7
4.就労系事業所から一般就労への移行	8
5.障がい児支援の提供体制の整備等	8

第 3 章 サービス見込み量と確保の方策

1.障がい福祉サービス	9
2.地域生活支援事業	15
3 障がい児福祉サービス	21
4 医療的ケア児支援に対する支援体制の充実	23

第 4 章 計画の推進管理

1.計画推進のための体制整備と連携	24
2.PDCA サイクルによる点検と評価	24

第1章 計画策定に係る基本的事項

(1) 計画策定の要旨

和寒町では、障害者総合支援法第88条に基づき、障がいのある人の自立と社会参加の実現に向け、障がい福祉を計画的、総合的に推進するため、「第7期和寒町障がい福祉計画」を策定します。

計画策定にあたっては、国や北海道が示す「基本計画」「福祉計画」「基本指針」等を踏まえるとともに「第2期和寒町障がい者基本計画」との整合性を保ちながら、障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みとその確保に向けた方策等を定めるものとします。

また、障がい児通所支援等の安定した提供体制を確保するため、児童福祉法第33条の20に基づき、「第3期和寒町障がい児福祉計画」を策定します。

※「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい者福祉計画」については、令和6年度より、「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」と名称が変更となります。

(2) 計画期間

「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とします。

計画名	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
和寒町 障がい者基本計画 (9年間)									
和寒町 障がい福祉計画 (3年間)									
和寒町 障がい児福祉計画 (3年間)									

(3) 計画の基本方針

①権利擁護の推進

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を踏まえ、障がいのある人に対する虐待の防止・早期発見・早期対応・再発防止や差別・偏見に取り組むとともに、体制や取組みの検証を行います。

また「成年後見制度の利用促進に関する法律」（平成28年）の施行に伴い、平成31年4月に「士別地域成年後見センター」を設置しました。金銭管理や契約手続等に支援が必要な人の成年後見制度の利用を促進していきます。

②障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

和寒町ふくしのまちづくり基本構想に基づき、障がいがあってもなくても地域で暮らすことができる共生型の地域づくりを目指し、道の「地域づくりコーディネーター」や「和寒町自立支援協議会」等と連携しながら、「ふくしのまちづくり」を推進していきます。

③就労支援の充実・強化

和寒町ふくしのまちづくり基本構想に基づき、和寒町の基幹産業である農業と障がいのある人の労働力をマッチングし、「農福連携」の推進に取り組むとともに、障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、社会で応援する体制をつくるため、道の「障害者就業・生活支援センター」とも連携しながら、就労先の確保など、障がいのある人の就労の促進を図ります。

④相談支援体制・地域移行の支援の充実

高齢化の進展などにより、障がいのある人の高齢化や、支援者である両親の高齢化（8050問題等）など、課題の重複化が進んでいます。

また、精神科病棟への長期入院者や障害者入所施設利用者が、地域移行出来るまちづくりに取り組む必要があります。

障がいのある人及びその家族が希望した生活が送れるように、身近な地域で相談ができることを基本としながら、障がい関係機関のみでなく、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の他分野とも連携を取りながら相談支援体制の充実に務めます。

⑤サービス提供基盤の整備（障がい福祉サービス等の充実）

障がいのある人の多様なニーズに応じた障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供を行うとともに、きめ細やかな対応を図ります。

⑥保健福祉・医療施策の充実

障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見や治療が行えるよう、各種検診等の促進に努めるとともに、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくために、医療、障がい福祉、地域の支え合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざします。

⑦障がい児支援の充実

平成31年4月に導入した「和寒版子育てファイル すとーリー」を活用し、全ての子どもを対象に教育、保育、療育などの関係機関と保護者が、それぞれの子どもの育ちや発達等の情報を経時的に共有することで、それぞれの特性に応じた対応や子育て、必要時適正な支援につなぐことができるように努めます。

また、令和5年10月に「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、障がい児をはじめ、全ての子どもたちやその家族が不安や悩みを相談できるように、より充実した体制整備に努めます。

⑧発達障がいのある人や医療的ケアを必要とする人等への支援

発達障がいのある人とその家族、また重症心身障がいや医療的ケアの必要な障がいのある人への必要な支援が得られるよう、地域の支援体制の充実を図ります。

⑨自立と社会参加の促進・取組み定着

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することができる様々な活動の機会を増やすとともに、障がいのある人が社会参加の主体として活躍できるよう、環境整備に努めます。

⑩意思疎通支援の推進

障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や、意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人の情報保障を確保します。

⑪安全確保に備えた地域づくりの推進

避難行動要支援者名簿を基に、災害などの緊急時に手助けが必要な人に対し、地域住民と協力・連携して支援を行う仕組みづくりを推進します。

(4) 障がいのある人の現状

① 身体障害者手帳所持者数

区 分	令和 5 年 12 月 31 日現在
1 級	40 人
2 級	19 人
3 級	38 人
4 級	57 人
5 級	28 人
6 級	13 人
合 計	195 人

② 療育手帳所持者数

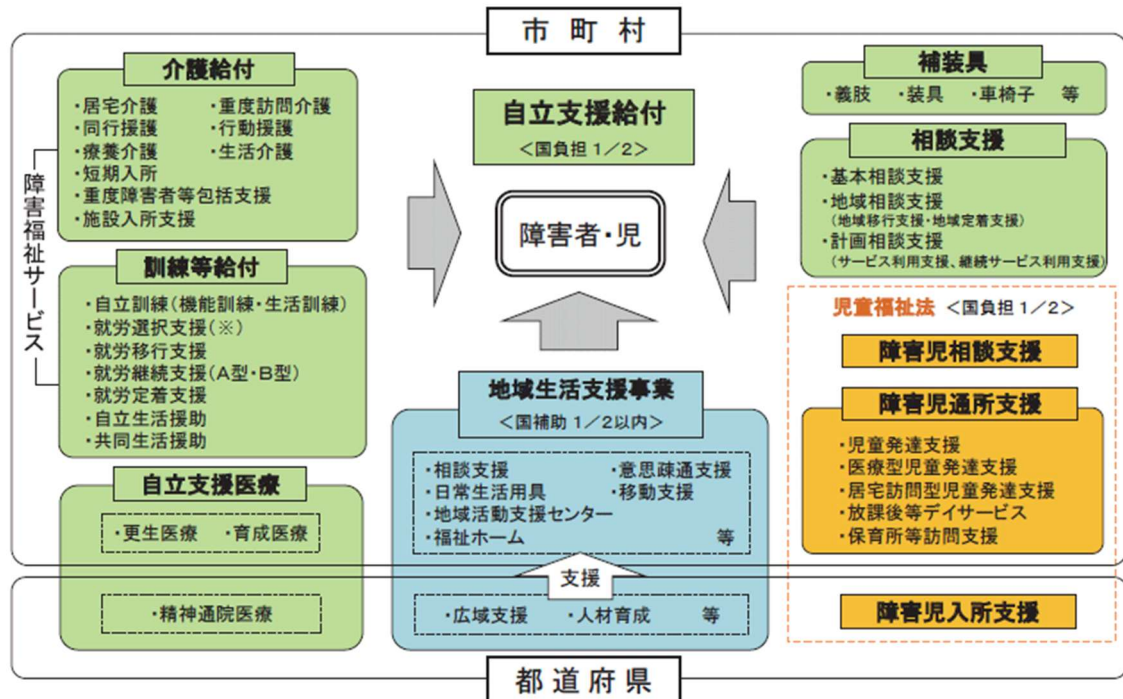
区 分	令和 5 年 12 月 31 日現在
A	2 人
B	23 人
合 計	25 人

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

区 分	令和 5 年 12 月 31 日現在
1 級	2 人
2 級	14 人
3 級	13 人
合 計	29 人

(5) 障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス体系(資料:厚生労働省)

障害者総合支援法等における給付・事業



(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日:公布後3年以内の政令で定める日)

第2章 令和 8 年度の成果目標

北海道が令和6年3月に示した「ほっかいどう障がい福祉プラン」に基づき、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある人が、生活介護や自立訓練などのサービスを利用しグループホームや一般住宅等の地域生活ができるようになることを目指し、令和 8 年度末の目標値を設定します。

【第 6 期計画期間の進捗状況】

項 目	令和 5 年 12 月末 (実績値)	令和 5 年度末 (目標値)
地域生活移行	0 人	1 人 (7.1%)
施設入所者削減数	0 人	1 人 (7.1%)

【第 7 期計画の成果目標】

項 目		目 標	道が示す基本的な考え方
目標値	令和 8 年度末の 地域生活移行者数	1 人	● 地域移行者数:R5 年度 末施設入所者の 2.5% 以上 ● 施設入所者数:R5 年度 末の 3.7%以上
		8.3%	
	令和 8 年度末の 施設入所者削減数	1 人	
		8.3%	
令和 5 年度末の入所者数		12 人	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神の障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を広域で目指します。

【第 7 期計画の成果目標】

項 目	目 標	道が示す基本的な考え方
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	95%	入院後 1 年時点の退院率 91.0%
	350 日	退院後の 1 年以内の地域における平均生活日数 330.1 日以上

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人が重度化・高齢化した場合や生活を支えていく親が亡くなった場合でも地域生活が継続できるよう地域生活支援拠点の整備目標を設定します。

【第 6 期計画期間の進捗状況】

項 目	令和 5 年 12 月末 (実績値)	令和 5 年度末 (目標値)
地域生活支援拠点	0 か所	1 か所

【第 7 期計画の成果目標】

項 目	目 標	道が示す基本的な考え方
地域生活支援拠点	整備	各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備

(4) 就労系事業所から一般就労への移行

就労系事業所利用者の一般就労について、就労訓練や雇用関係機関との連携に努め、令和8年度末における一般就労への移行する数値目標を設定します。

【第6期計画期間の進捗状況】

項 目	令和5年12月末 (実績値)	令和5年度末 (目標値)
一般就労移行者数	0人	1人

【第7期計画の成果目標】

項 目		数 値	道が示す基本的な考え方
基準値 (令和3年度)	一般就労移行者数	0人	- 一般就労への移行者数：R3年度実績の1.28倍 - 就労移行支援事業利用者：R3年度実績の1.31倍
	就労移行支援事業の利用者数	0人	
目標値	一般就労移行者数	1人	
	就労移行支援事業の利用者数	1人	

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

特別な支援が必要な子どもや家族への支援強化を図るため、広域で整備することを検討しながら令和8年度末の目標値を設定します。

【第7期計画の成果目標】

指 標		目 標	道が示す基本的な考え方
児童発達支援センターの設置		1カ所	障がい保健福祉圏域に1カ所以上整備
保育所等訪問支援		体制構築	
重症心身障がい児	児童発達支援事業所	0カ所	
	放課後等デイサービス事業所	0カ所	
医療的ケア児支援の協議の場		設置済 (自立支援協議会)	医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置

第3章 サービス見込み量と確保の方策

※R5 実績数値は R5.12.31 現在の数値

(1) 障がい福祉サービス

①訪問系サービス

《基本的考え方》

障がいの種別に関わりなく、障がいのある人の日常生活や外出を支えるために必要な訪問系サービスを充実させます。

《サービス等の内容》

項 目	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。
行動援護	自己判断能力に著しい困難を有する人が行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。

《サービス見込量》

（単位：時間／月）

項 目	第 6 期 （上段：計画 下段：実績）			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護（ホームヘルプ）	70	70	70	70	70	70
	67	66	66			
行動援護	70	70	70	0	0	0
	0	0	0			

重度訪問介護	70	70	70	0	0	0
	0	0	0			
重度障がい者等包括支援	70	70	70	0	0	0
	0	0	0			
同行援護	70	70	70	0	0	0
	0	0	0			

《サービス確保の方策》

今後とも障がいのある人本人やその家族の利用ニーズを把握し、適切なサービスを提供できるように努めます。

②日中活動系サービス

《基本的考え方》

障がいのある人が日中、創作活動や機能訓練、就労訓練等を行う場の提供を充実させます。

《サービス等の内容》

項 目	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（宿泊型）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、機能訓練や生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援【新設】	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行います。

就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した人の、就労に伴う環境変化によって生じた課題について、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援等を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、一般雇用に必要な知識及び能力の修得のために必要な訓練を行います。（雇用契約あり）
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約なし）
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設への入所を必要とする障がいのある人を対象に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《サービス見込量》

（単位：人日/月 就労定着支援・療養介護のみ 人/月）

項 目	第 6 期 (上段:計画 下段:実績)			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	437	437	437	468	468	468
	392	385	438			
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
	0	0	0			
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0	0
	0	0	0			
自立訓練（宿泊訓練）	0	0	31	0	0	0
	0	0	0			
就労選択支援【新設】	-	-	-	0	0	0
	-	-	-			
就労移行支援	0	0	22	0	0	0
	0	0	0			

就労定着支援	0	0	1	0	0	0
	0	0	0			
就労継続支援（A型）	40	40	40	60	60	60
	36	58	60			
就労継続支援（B型）	180	180	162	180	180	180
	142	142	167			
療養介護	1	1	1	1	1	1
	1	1	1			
短期入所（ショートステイ）	47	47	47	26	26	26
	7	4	8			

《サービス確保の方策》

事業者及び利用者の意向を尊重しつつ、各関係機関のネットワークの形成を図り、サービス提供体制の充実に努めます。

また、就労を支援するサービスについては、関係機関との連携強化や職場体験等の施策の充実に努めます。

③居住系サービス

《基本的考え方》

広域的連携を図り、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図るとともに、日中活動系サービスの自立訓練等を充実させることで、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

また、入所施設における支援を必要とする人のニーズに応えることができるよう、施設の確保に努めます。

《サービス等の内容》

項 目	内 容
共同生活援助（グループホーム）	グループホームにおいて、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、入浴、排せつ、食事の介護などを夜間や休日に行います。
自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がいのある人や、家族から独立し単身生活を希望する障がいのある人が対象となります。 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

《サービス見込量》

（単位：人/月）

項 目	第 6 期 （上段：計画 下段：実績）			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
共同生活援助（グループホーム）	8	8	8	12	12	12
	8	9	12			
施設入所支援	11	11	10	12	12	12
	11	11	12			
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
	0	0	0			

《サービス確保の方策》

障がいの程度や社会適応能力などにより、生活スタイルを選択できるようグループホーム等の整備に努めるとともに、障がいに対する地域住民の理解を促します。

また、広域的連携を進め、入所施設における支援を必要とする人のニーズに量的・質的に対応する体制の整備に努めます。

④相談支援サービス

《基本的考え方》

障がい福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がいのある人の相談を受け、計画的なプログラムなどを提供します。

《サービス等の内容》

項 目	内 容
計画相談支援	障がいのある人またはその保護者等が、対象となる福祉サービスを利用できるよう相談に応じ、情報提供や必要な助言、関係機関との連絡調整を図り、サービス利用計画などを提供します。
地域移行支援	精神に障がいのある人に住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した地域生活を送ることができるよう関係機関の連携の下で医療、福祉等の支援を行います。
地域定着支援	精神に障がいのある人に従来地域生活への移行支援にとどまらず、地域生活への移行後の地域への定着支援を行います。

《サービス見込量》

(単位:人/月)

項 目	第 6 期 (上段:計画 下段:実績)			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	8	8	8	8	8	8
	8	8	8			
地域移行支援	0	0	1	0	0	1
	0	0	0			
地域定着支援	0	0	1	0	0	1
	0	1	0			

《サービス確保の方策》

障がいのある人に適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、専門的な相談体制の確保を図るとともに、事業者に関する情報提供や、関係機関の連絡調整などの支援に努めます。

(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

《基本的考え方》

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供や専門機関との連携、権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援体制の強化に向けて、専門知識の習得や専門機関との連携強化を進めます。

《サービス等の内容》

項 目	内 容
障がい者相談支援事業	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助等を行います。
地域自立支援協議会	町における相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として推進していきます。

《サービス見込量》

(単位:箇所)

項 目	第 6 期 (上段:計画 下段:実績)			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者相談支援事業	1	1	1	1	1	1
	1	1	1			
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1
	1	1	1			

《サービス確保の方策》

町での障がい者相談支援事業を実施するとともに、民間相談事業所に事業の一部を委託し幅広く相談支援の体制をすすめ、また、地域自立支援協議会において協議の場を設けることで、関係機関間の連携強化や相談支援機能の向上に努めます。

②成年後見制度利用支援事業

《基本的考え方》

判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部を助成します。

《サービス見込量》

（単位：人/年）

項 目	第 6 期 （上段：計画 下段：実績）			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	1	1
	0	0	1			

《サービス確保の方策》

障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援します。

③意思疎通支援事業

《基本的考え方》

聴覚、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に対して、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣等により、意思疎通の仲介を行います。

《サービス見込量》

（単位：人/年）

項 目	第 6 期 （上段：計画 下段：実績）			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
意思疎通支援事業	0	0	0	0	0	0
	0	0	0			
手話奉仕員養成研修事業	0	0	1	1	1	1
	0	0	1			

《サービス確保の方策》

事業者への委託により、手話通訳者、要約筆記者の派遣を支援します。

④日常生活用具給付等事業

《基本的考え方》

重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具を給付します。

《サービス見込量》

(単位:件/年)

項 目	第 6 期 (上段:計画 下段:実績)			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護・訓練支援用具	1	1	1	1	1	1
	0	0	0			
自立生活支援用具	1	1	1	1	1	1
	1	0	0			
在宅療養等支援用具	1	1	1	1	1	1
	0	0	0			
情報・意思疎通支援用具	1	1	1	1	1	1
	1	0	4			
排せつ管理支援用具	96	96	96	140	140	140
	110	132	96			
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	1	1	1	0	1	0
	0	0	0			

《サービス確保の方策》

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、利用希望者のニーズを把握し、給付・貸与に努めます。

⑤移動支援事業

《基本的考え方》

屋外での移動が困難な障がいのある人を対象に、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

《サービス見込量》

(単位:人及び時間/年)

項 目		第 6 期 (上段:計画 下段:実績)			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
移動支援事業	人数	2	2	2	2	2	2
		2	2	2			
	延べ時間 (年間)	100	100	100	160	160	160
		68.5	68.5	67.0			

《サービス確保の方策》

町外の事業者への委託により、個人支援、グループ支援型サービスの提供体制を確保します。今後は、ニーズに応じてより様々な利用形態が可能となるよう事業者の確保に努めます。

⑥地域活動支援センター

《基本的考え方》

障がいのある人が創作活動や生産活動を行い、地域社会との交流を促進する場と機会の提供を行います。

《サービス見込量》

(単位:人/年)

項 目		第 6 期 (上段:計画 下段:実績)			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域活動支援センター		3	4	5	7	7	8
		3	4	5			

《サービス確保の方策》

士別市と広域で設置している士別地域活動支援センターにより、サービスの提供を確保します。

⑦日中一時支援事業

《基本的考え方》

家族の就労支援、一時的な休息を目的として、障がいのある人に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

《サービス見込量》

(単位:人/年)

項 目	第 6 期 (上段:計画 下段:実績)			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
日中一時支援事業	3	3	3	3	3	3
	2	2	3			

《サービス確保の方策》

町外施設3箇所への委託により、サービス提供体制を確保します。

⑧訪問入浴サービス事業

《基本的考え方》

障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

《サービス見込量》

(単位:人/年)

項 目	第 6 期 (上段:計画 下段:実績)			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問入浴サービス事業	1	1	1	1	1	1
	0	0	0			

《サービス確保の方策》

町外事業者への委託により、サービス提供体制を確保します。

⑨理解促進・啓発研修事業

《基本的考え方》

共生社会実現のためには、地域住民が障がいのある人やその家族に対する理解を深める必要があります。虐待の防止や差別解消、各種制度の周知啓蒙に努めていきます。

《サービス見込量》

(単位:回/年)

項 目	第 6 期 (上段:計画 下段:実績)			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進・啓発研修事業	1	1	1	1	1	1
	1	1	1			

《サービス確保の方策》

障がいの理解を深めるための権利擁護講演会などを開催するとともに、地域住民が多く参加するイベント等を活用し広報活動を実施します。

(3) 障がい児福祉サービス

《基本的考え方》

障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築していかなければなりません。

地域の中で、また近隣自治体の連携で障がい児が保育、教育等の支援を利用し、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、障がい児支援を通じて地域社会への参加やインクルージョン（包容）を推進していきます。

《サービス等の内容》

項 目	内 容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への対応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた小学生から高校生に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し専門的な支援が必要と認められた障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障がい児相談支援	指定障害児相談支援事業所が障がい児通所支援の利用を希望する障がい児の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

「サービス見込量」

(単位:人/月)

項 目	第 6 期 (上段:計画 下段:実績)			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	27	27	27	21	21	21
	8	7	13			
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0			
放課後等デイサービス	12	12	12	6	6	6
	5	5	6			
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0			
障がい児相談支援	2	2	2	0	0	0
	0	0	0			
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0			

「サービス確保の方策」

障がい児支援にあたっては関係機関と十分な連携を図ったうえで、重層的かつ継続的な支援を行う必要があります。

具体的には、障がいのある子どもとその家族がより身近な地域で、適切な支援を受けることができるよう「士別市こども通園センターのぞみ園」の機能を活用し、サービス供給体制の確保と充実に努めるとともに、地域おこし協力隊を活用し、障がい児及びその家族のニーズ調査を行いながら、和寒町ふくしのまちづくり「中核となる福祉施設」基本計画に掲げられている、「放課後等デイサービス」の事業化をめざします。

居宅訪問型児童発達支援など重症心身障がい児が地域で支援を受けられる体制づくりを近隣自治体と連携して検討していきます。

(4) 医療的ケア児※支援に対する支援体制の充実

《基本的考え方》

医療的ケア児とその家族が身近な地域において安心して生活することができるよう、充実した支援体制の構築が必要です。

《サービス見込量》

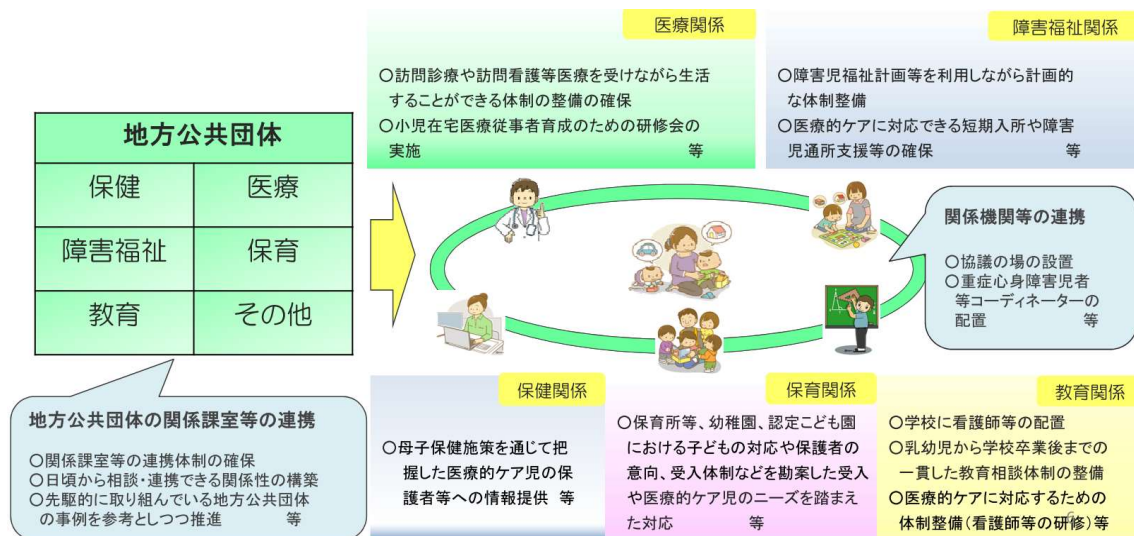
(単位:箇所)

項 目	第 7 期計画		
	R6	R7	R8
コーディネーター設置	検討	検討	検討

《サービス確保の方策》

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野を調整するコーディネーターの養成と、関係する機関の協議の場の設置について、近隣自治体とその体制構築に向けて検討していきます。

【図】地域における医療的ケア児の支援体制の整備(資料:厚生労働省)



※医療技術の進歩等を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児

第4章 計画の推進管理

(1) 計画推進のための体制整備と連携

《計画推進体制》

障がいのある人を支える各種施策は、福祉・保健の分野はもちろん、医療・教育・雇用・生活環境・情報通信・防災など全庁的な推進が必要です。このため、庁内においては、保健福祉課が中心となり総合的な視点での体制整備に努めます。

《協働体制の確立》

障がいのある人が地域社会で共に生活を送るためには、思いやりと助け合いの精神のもと、あらゆる町民の理解や支援が必要となることから、住民と関係団体、行政、社会福祉協議会等が一致協力して取り組みを進めます。

《自立支援協議会》

地域における障がいのある人を支えるネットワークの中核組織である「和寒町自立支援協議会」において地域の関係機関の連携強化や支援体制の協議を行い、計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。

《近隣市町村や相談支援事業所との連携》

専門的な知識を要するケースなどに対応するため、必要となる基幹相談支援センター事業や地域生活支援拠点、成年後見センターなどの運営や整備などについて検討していきます。

計画推進にあたっては、今後の制度改革なども重要となるため、国や北海道からの情報を収集しながら、目標を達成するために必要な財源の確保に努めます。

(2) PDCAサイクルによる点検と評価

計画の実効性を高め、着実な推進を図るためには、事業の実施状況、目標達成状況を把握・点検し、その結果をその後の取り組みや計画の見直し等に反映させていくことが重要となります。

計画の円滑な推進を図るため、PDCAサイクルを導入し、サービスの見込量や目標値の達成状況を毎年度、「和寒町自立支援協議会」において点検、評価し、必要があると認められるときは計画を変更するなどの措置を講じ、その内容について広報わっさむやホームページで公表し、町民にわかりやすい周知に努めていきます。



第7期 和寒町障がい福祉計画

第3期 和寒町障がい児福祉計画

令和6年 3 月

発行 北 海 道 和 寒 町
編集 和寒町保健福祉課福祉係

〒098-0132

上川郡和寒町字西町 111 番地

和寒町保健福祉センター

TEL 0165-32-2000

FAX 0165-32-3377



What's some
WASSAMU



わっさむ町